

平成 26 年産大豆のモニタリング検査概要について

平成 26 年 5 月 26 日

経 済 流 通 課

I 基本的な考え方

○これまでに一定水準以上の放射性セシウムが検出された地域を中心に綿密な検査を実施し、安全の確保に万全を期す。

○当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷の待機を要請し、収穫、乾燥・調製後の大豆を検査

II 検査の概要

1 検査区域及び検査密度

検査区域の区分	検査密度	当該市町村(旧市町村)	検査点数 (見込み)
①25 年産検査において 25 Bq/kg を超える(50 Bq/kg 以下)放射性セシウムが検出された旧市町村	旧市町村当たり 3 点 ※	・日光市(豊岡村)	3
②その他市町村	市町村当たり 3 点 ※	・25 市町(上記①の旧市町村を除く)	75

※：検査区域の作付面積が 3 ha に満たない場合は、2 ha に 1 点。

注) 検査点数は、平成 25 年度検査実績から算出。(合計検査予定点数 78 点)

2 検査方法

(1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された大豆を出荷前の段階でサンプリング

(2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定

3 検査結果の取扱い

放射性セシウムの検査結果により出荷可否を判断

ア 50 Bq/kg 超(100 Bq/kg 以下)の放射性セシウムが検出された場合は、栽培管理の状況や周辺ほ場で生産された大豆又はそばの放射性セシウム濃度等について調査を行い、地域的な広がりのある可能性が確認された場合は、検査密度を引き上げ

イ 当該地域の全検体が 100 Bq/kg 以下であった場合は、当該地域で出荷待機を解除

ウ 当該地域で 100 Bq/kg 超が検出された場合は、さらに詳細な検査を行い、100 Bq/kg を超える放射性セシウムが再度検出され、地域的な広がりが確認された場合は、原災法に基づき出荷制限を設定